

【機密性2情報】  
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者

9  
2016年7月8日  
1年未満(事案終了まで)  
管財部・統括官(1)

## 応接記録

○日 時： 平成28年9月8日（木） 10:06～10:15 （約7分）

○応接方法： □来訪 □往訪 ■受電 □架電

○先 方： 大阪府教育庁 私学課 ■ 氏

○当 方： 統括国有財産管理官（1）赤木

### 【概要】

豊中市野田町所在の学校法人森友学園に売払いした土地の売買価格等について、私立学校を所管する大阪府教育庁私学課より照会があった。

応答内容は以下のとおり。

### 【応答内容】

(先方)

- ① 森友学園が、国と売買契約を締結し、本件土地を取得したことについて、同学園からの報告で承知している。近畿財務局ホームページを確認したところ、同学園との契約金額を公表していないが、その理由を教えてほしい。
- ② 同学園からの資料により、国との契約金額を見ると、周辺土地の相場からみて、相当程度安いように思うが、その理由について教えてほしい。

(当局)

①について

本件土地の契約金額を公表することについて、森友学園の同意が得られなかつたため、非公表とした。

②について

土地の評価は、不動産鑑定士による鑑定評価を徴し、同評価額について森友学園と合意したものであり、国は契約金額について適正な価格と認識している。

売買契約は、双方の合意に基づくものであり、国が第三者に説明するような性格のものではない。森友学園から説明を聞いていただくのが良いのではないか。

(先方)

②について

森友学園は、当初平成28年4月開校を予定していたが1年延期し、平成29年4月の開校となつた。本件土地から、地下埋設物や土壌汚染が確認されたことは、私学審議会の中でも報告されている。その要因を除いたとしても、相当程度安い価格ではないかと感じた。

森友学園は、土地取得後、学校建設により正常な価格に戻ったとして、本件土地の評価額を正常価格で計上する。正常価格に戻るとする考え方についてはどうか。